

資料編

○補装具一覽

○日常生活用具一覽

補装具一覧

補装具とは 身体の欠損または、損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着(装用)して日常生活又は就労・就学に長期間継続して使用する用具です。厚生労働大臣が定めた種目が対象となっており、市町村が補装具費を支給します。

補装具費支給対象者は

- 18歳以上:身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者
- 18歳未満:身体障害者手帳の交付を受けている児童、又は身体に同程度の障害のある児童

補装具の種類は

種目	区分	名称	型式	平成20年4月～ 支給対象障害			
				肢体	内部	聴覚	視覚
義肢		義手(肩、上腕、肘、前腕、手、手部、手指) 義足(股、大腿、膝、下腿、果、足根、中足、足指)	装飾用 作業用 能動式 (吸着式)常用 作業用	●			
装具	下肢装具	股、長下肢、膝、短下肢、ツイスター、足底 先天性股脱、内・外反足		●			
	靴型装具			●			
	体幹装具	頸椎、胸椎、腰椎、仙腸、側彎矯正		●			
	上肢装具	肩、肘、手背屈、長対立、短対立、把持、MP屈曲、MP進展、指、B.F.O		●			
座位保持装置			●				
車いす		普通型、リクライニング式普通型、前方大車輪型、手動リフト式普通型、リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型、手押し型、リクライニング式片手駆動型、リクライニング式手押し型、レバー駆動型、リクライニング・ティルト式普通型、ティルト式普通型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押し型		●	●		
電動車いす		普通型(4.5km/h、6km/h)、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型		●	●		
歩行器		六輪型、四輪型(腰掛つき、腰掛なし)、三輪型、二輪型、固定型、交互型		●			
歩行補助つえ		松葉杖、カナディアン・クラッチ、多点杖、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム杖		●			
座位保持いす				●			
起立保持具				●			
頭部保持具				●			
排便補助具				●			
盲人安全つえ		普通用、携帯用					●
義眼		普通、特殊、コンタクト					●
眼鏡		矯正、遮光、コンタクトレンズ、弱視					●
補聴器		高度難聴用(ポケット型、耳掛け型)、重度難聴用(ポケット型、耳掛け型)、耳あな型(レディメイド、オーダーメイド)、骨導式(ポケット型、眼鏡型)				●	
重度障害者用意思伝達装置				●			

日常生活用具一覧

日常生活用具とは

在宅の重度障害者に対し、日常生活・介護上の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具（下記参照）を給付・貸与します。

区分	種目	障害及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	18 歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	3 歳以上18 歳未満	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年
		下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）	18 歳以上		
		療育手帳 A 又は B	3 歳以上		
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 （入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3 歳以上	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5 年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 （下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	学齢児以上	介助者が障害者の体位を返還させるのに容易に使用し得るもの。	5 年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	3 歳以上	介護者が障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	

訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上	３歳以上18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	５年
訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	学齡児以上18歳未満	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。	８年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者	３歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上	学齡児以上	障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、必要と認められる者	学齡児以上	移動するに当たって、容易に使用し得るもの。	３年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	３歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、必要と認められる者 療育手帳A又はBでてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	学齡児以上	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	３年

特殊便器	上肢機能障害 2 級以上	学齡児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用しえるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	療育手帳 A 又は B で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齡児以上		
火災警報器	障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年
	療育手帳 A 又は B（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—		
自動消火器	障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年
	療育手帳 A 又は B（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—		
電磁調理器	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18 歳以上	障害者が容易に使用し得るもの。	6 年
	療育手帳 A 又は B	18 歳以上		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	学齡児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	18 歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10 年

透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同等程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同等程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの。	10年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声、発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの。	5年
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上	18歳以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	—
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
点字器	視覚障害2級以上	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7年 (携帯型は5年)
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年

視覚障害者 用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上	学齢児 以上	①音声等により操作ボタンが近く又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 または ②音声等により操作ボタンが近く又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6 年
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害 2 級以上	学齢児 以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6 年
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児 以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8 年
盲人用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以 上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児 以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5 年

聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年
人工咽頭	音声障害者であって、本装置により声の発生が可能になる者	—	①呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式） または ②顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式）	笛式 4年 電動式 5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	点字により作成された図書。月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。	—
ストマ用器具（紙おむつ等）	ストマ造設者 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者	—	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする（蓄便袋） ②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする（蓄尿袋）	—
収尿器	高度の排尿機能障害者	—	男性用は採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	1年
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹または移動機能障害3級以上	学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

貸 与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの。	—
--------	------	--	-------	-----------------	---

注意 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。